

# 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 目的

三重県内の公立小中学校等に勤務する職員の旅費申請、承認および精算業務を支援するシステム（以下「旅費システム」という）の再構築に向けた基本計画の策定を本契約の目的とします。旅費システムは、「職員等の旅費に関する条例」に基づき運用されています。約20年前に導入されたオンプレミス型システムであり、既に開発業者が事業を廃止しているため、ソフトウェアの構成や処理等の詳細な情報は入手できません。本業務は、令和9年度予定の再構築に先立ち、基本計画の策定により新旅費システムの仕様と最適な調達方法を明確にするものです。したがって、受託者には、以下の事項を達成することが求められます。

- ・旅費システムの現行業務における課題の整理と分析
- ・県および市町教育委員会の業務実態と将来的な運用を踏まえた、新システムの再構築に向けた仕様の検討
- ・最適な調達手法の提案

これらの成果を通じて、令和9年度以降のシステム再構築に向けた計画的な基盤を確立するものとします。

## 2 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度三重県小中学校旅費システム基本計画策定業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり

## 3 契約上限額

金32,032,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4 参加条件

### (1) 参加者資格

- ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 企画提案コンペ参加資格確認申請書に記載した添付書類 各1部

なお、イの添付書類の内容は、名簿登録状況や委任の有無等の条件によって異なります。必ずアの申請書の項目を確認のうえ不備のないよう準備してください。

(2) 提出期限

令和8年3月12日（木）15時

(3) 提出場所

下記20の担当所属に提出してください。

(4) 提出方法

上記提出先に持参または郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出すること。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とする。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で下記20の担当所属に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で下記20の担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

(5) 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記5(1)等により、資格審査を行います。

資格審査の結果は、令和8年3月23日（月）15時までに電子メールにて通知します。

## 6 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期間

令和8年3月24日（火）から令和8年3月26日（木）17時まで（期限厳守）

(2) 提出先

下記20の担当所属

(3) 提出方法

上記提出先へ持参または郵便もしくは民間事業者による信書便にて提出すること。ただし、押印を省略した場合は、電子メールでの提出も可とする。

なお、郵便もしくは民間事業者による信書便または電子メールにより提出する場合は、提出期限までに電話で下記20の担当所属に受理の確認をすること。

また、持参により提出する場合は、事前に電話で下記20の担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

## 7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

6(3)の提出方法が、持参または郵便もしくは民間事業者による信書便の場合は以下の部数を提出すること。ただし、電子メールの場合は、電子メールの提出のみでよい。

(1) 企画提案書・・・8部（正1部、写し7部）

(2) 付属資料・・・8部（正1部、写し7部）

(3) 見積書・・・8部（正1部、写し7部）

見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その

端数を切り捨てるものとします。)

## 8 最優秀提案の選定方法

三重県教育委員会は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、令和8年度三重県小中学校旅費システム基本計画策定業務企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

### (1) 有効性

業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。

### (2) 企画性

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

### (3) 計画性

業務実施体制及び業務スケジュールが適切に計画されているか。

業務を円滑に遂行するための工程管理体制及び手法が説明されているか。

県及び市町、小中学校への作業負担が少ない提案となっているか。

### (4) 業務遂行能力

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

### (5) 経済性

見積書の内訳に記載された各工程の作業工数及び金額が、費用対効果の観点から適切な内容となっているか。

## 9 プレゼンテーションの実施

選定委員会が必要と認めた場合には、提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 時期 令和8年3月30日（月）予定

(2) 場所 津市内

(3) 形態 プロジェクトまたはディスプレイでの投影と提出済み企画提案書（紙）との併用で行う。

WEB 会議システムによる出席を可とする。WEB 会議システムによるプレゼンテーションを希望する場合は、令和8年3月19日（木）までに申し出ること。

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。提案者が多数の場合の書類審査の結果及びプレゼンテーションの実施日時、場所等については、提案したすべての者に令和8年3月27日（金）13時までに電子メールで連絡する。

説明は、6で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

提出済みの企画提案書とプロジェクトまたはディスプレイに投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行う。

プレゼンテーションを行った者は、本委託業務に従事することとする。

提案者側は、投影操作用のパソコンを用意すること。プロジェクタまたはディスプレイは三重県教育委員会が準備する。

WEB 会議システムを利用してプレゼンテーションを行う場合はアクセス方法を三重県教育委員会が準備し連絡する。なお、通信が切断した場合を除き、三重県教育委員会側の通信回線速度、画像及び音声の品質は保証しない。

なお、プレゼンテーションを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールにて連絡する。

## 10 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行ってください。

### (1) 質問の受付期限

公告の翌日から令和8年3月9日（月）13時必着

### (2) 質問の方法

質問は、文書（様式自由、ただし規格は A4版）を電子メールにて提出すること。

なお、質問文書には、事業者名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。

質問申請書を送信したときは、必ず電話にて下記20の担当所属に着信の確認すること。

### (3) 質問の提出先

下記20の担当所属

### (4) 質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、令和8年3月11日（水）17時までに、原則、三重県ホームページに掲載する。

なお、質問提出の有無に関わらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

### (5) その他

本件の条項その他に関し疑義がある場合は、下記20の担当所属に説明を求め、十分確認すること。企画提案コンペ後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできないものとする。

## 11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後、すべての企画提案者に対して令和8年4月6日（月）までに通知します。

## 12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者にあっては、上記11の通知を受けた後に、以下の書類を各1部ずつ提出してください。

### (1) 提出書類

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。

② 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し。

(2) 提出期限

別途通知する。

(3) 提出先

下記20の担当所属

(4) 提出方法

持参、電子メール、郵便または民間事業者による信書便による送付

### 13 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出求める場合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

(4) 契約は、三重県教育委員会事務局 教育総務課において行う。

### 14 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

### 15 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

### 16 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 19 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとする。
- (2) 成果物の著作権は業務仕様書に記載のとおりとする。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しない。
- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはしないものとする。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、情報公開の対象文書となる。
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがある。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければならないものとする。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならないものとする。
- (11) その他必要な事項は、規則に規定するところによるものとする。
- (12) 当該企画提案コンペの落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

## 20 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育総務課 教育 ICT 化推進班 担当 坂木

電話：059-224-3008 ファクシミリ：059-224-2319

E-mail：mejoho@pref.mie.lg.jp